

第15回土地家屋調査士特別研修 実施要綱

1 実施日

- (1) 基礎研修 令和2年7月10日（金）～12日（日）までの連日3日間
- (2) グループ研修 令和2年7月13日（月）～8月20日（木）までで15時間以上
※ ただし、課題提出日は令和2年8月4日（火）まで
- (3) 集合研修 令和2年8月21日（金）、22日（土）の連日2日間
- (4) 総合講義 令和2年8月23日（日）
- (5) 考査 令和2年9月12日（土）

2 実施会場及び講師（受講会場の選択はできません。）

(1) 基礎研修

事前に収録した研修DVDを視聴することで、必要な法律の基礎を身に付けます。

① 会場（6会場）

申込先の地域 ※1	会場（括弧内の数字は定員）
関東	東京（約80名） 土地家屋調査士会館 東京都千代田区神田三崎町1-2-10
近畿	大阪（約40名） 大阪土地家屋調査士会 大阪府大阪市中央区北新町3-5
中部	愛知（約40名） 愛知県土地家屋調査士会 愛知県名古屋市西区新道1-2-25
中国・九州 ・四国	広島（約40名） 広島県土地家屋調査士会 広島県広島市東区二葉の里1-2-44
東北	宮城（約30名） 宮城県土地家屋調査士会 宮城県仙台市青葉区二日町18-3
北海道	札幌（約10名） 札幌土地家屋調査士会 札幌市中央区南4西6-8 晴ればれビル8階

② 講師

大学教授、弁護士、裁判官

(2) グループ研修

基礎研修において基礎知識を身に付けた後、受講者が少人数（新規受講者又は再受講者5名程度）での討論や学習を行い、一人一人の習熟度を高めます。

グループごとに、「申立書・答弁書の起案」及び「倫理に関する設問」に取り組み、課題（申立書・答弁書の起案）を提出します。

提出する課題の成果はもとより、それに至るまでのグループ研修の内容は、その後の集

合研修・総合講義の理解度及び考査の成績に大きく影響を与え、本特別研修の中核を成すものです。

① 会場

受講者同士で相談の上、任意の場所に集合して実施します。

なお、人数が規定数を満たさない場合は、他の都道府県の受講者とグループを組成する場合があります。

② 講師

講師の設定はありませんが、討論・学習に当たり、自主的に知人の経験者（ADR認定土地家屋調査士や弁護士）等にチューターを依頼することは差し支えありません。ただし、課題は受講者自身が行ってください。

(3) 集合研修・総合講義

40名以内を基準として1集合班を組成します。

集合研修は、グループ研修で提出した課題に関して講義・講評を行います。

総合講義は、代理人としての権限と倫理に関する講義・討論を行い、理解を深めます。

① 会場（6会場）

申込先の地域 ※1	会場（括弧内の数字は定員）
関東	東京（2会場、合計約80名） 土地家屋調査士会館 東京都千代田区神田三崎町 1-2-10
近畿	大阪（約40名） 大阪土地家屋調査士会 大阪府大阪市中央区北新町 3-5
中部	愛知（約40名） 愛知県土地家屋調査士会 愛知県名古屋市西区新道 1-2-25
中国・九州 ・四国	広島（約40名） 広島県土地家屋調査士会 広島県広島市東区二葉の里 1-2-44
東北・北海道	宮城（約40名） 宮城県土地家屋調査士会 宮城県仙台市青葉区二日町 18-3

② 講師

弁護士

(4) 考査

民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有するかを判断するための考査を受検します。

① 会場（4会場）

申込先の地域 ※1	会場（括弧内の数字は定員）
関東・北海道	東京（約 200 名） タイム 24 ビル研修室 134 東京都江東区青海 2-4-32
近畿・中部	大阪（約 80 名） 新大阪丸ビル別館 大阪府大阪市東淀川区東中島 1-18-22
中国・九州 ・四国	広島（約 40 名） 広島県土地家屋調査士会 広島県広島市東区二葉の里 1-2-44
東北	宮城（約 30 名） 宮城県土地家屋調査士会 宮城県仙台市青葉区二日町 18-3

※1 申込先の地域について

申込先の土地家屋調査士会（後述 7 (2) 参照）によって、次のとおり地域（ブロック）が決定します。

- ア 関東（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、長野、新潟）
- イ 近畿（大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山）
- ウ 中部（愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山）
- エ 中国（広島、山口、岡山、鳥取、島根）
- オ 九州（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎、沖縄）
- カ 東北（宮城、福島、山形、岩手、秋田、青森）
- キ 北海道（札幌、函館、旭川、釧路）
- ク 四国（香川、徳島、高知、愛媛）

※2 会場及び受講地の変更について

都合により、同じ地域の別の施設に会場が変更となる場合があります。また、定員数を超えた場合は、別の地域に設置される会場での受講をお願いする場合があります。

3 受講対象者

受講申込時点で土地家屋調査士会会員（以下「会員」という。）である者、又は土地家屋調査士法第 4 条に定める土地家屋調査士（以下「調査士」という。）となる資格を有する者（以下「有資格者」という。）のうち、土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」という。）の受講を希望する者の中で、以下のいずれにも該当しない者

- (1) 土地家屋調査士法第 42 条の懲戒処分により業務停止中の者
- (2) 土地家屋調査士法第 56 条の注意勧告を受ける等、土地家屋調査士会（以下「調査士会」

- という。)の会長から特別研修を受講させることが相当ではないと判断された者
- (3) 土地家屋調査士法又はこれに基づく命令に違反するおそれがあり、かつ、連合会長が特別研修を受講させることが相当ではないと判断した者
- (4) 次に示す研修実施者、運営者又は運営協力者
- ① 連合会：会長、研修部担当副会長、研修部担当役員、特別研修運営委員
 - ② ブロック：協力員
 - ③ 調査士会：協力員
- ※ 過去の特別研修における研修実施者、運営者及び運営協力者は、その任を終えた時点で受講することができる。

4 受講区分

(1) 新規受講・再受講

- ① 新規受講：次のA・Bのいずれかに該当する者
 - A 特別研修を新規に受講する者
 - B 第1回から第9回特別研修を受講した者であって、修了証明書を保持しない者
- ② 再受講：下記のA・Bのいずれかに該当する者
 - A 過去5回の特別研修（第10回から第14回）のいずれかにおいて、「基礎研修から総合講義までの全課程を終了できなかった者」又は「課題を提出していない者」
 - B 第1回から第9回特別研修の修了証明書を保持する者であって、土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けていない者

【再受講制度とは】

- ア 受講内容：第15回特別研修の全科目及び考査
- イ 方法：新規受講者と同様の管理下での受講

(2) 聴講・再考査：下記のA・Bのいずれかに該当する者

- A 過去5回の特別研修（第10回から第14回）の修了証明書を保持する者のうち、土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けていない者
 - ※ この取扱いについては、修了証明書の交付を受けた日から5回以内に開始される特別研修について適用するものであるところから、第1回から第9回特別研修の修了証明書の保持者については、その適用がされず、再受講の申込みが必要となりますので、ご留意ください。
- B 第14回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出したが、考査のみ未受検の者

【聴講制度とは】

考查を受けるとともに、希望する講義を聴くことができる制度です。

ア 受講内容 : 第15回特別研修のグループ研修を除く研修及び考查

イ 方法 : 新規受講者と同様の管理下での受講

【再考查制度とは】

考查を受けることができる制度です。

ア 受講内容 : 第15回特別研修の考查

イ 方法 : 新規受講者と同様の管理下での受講

5 新規受講者数（予定）

約 240 名

6 受講料

受講区分	会員	有資格者
(1)新規受講	8万円	10万円
(2)再受講	4万円	
(3-1)再考查	2万円	
(3-2)再考查（教材希望）	3万円	
(3-3)聴講	3万円	

※ 有資格者について、受講の前日までに会員登録が完了する場合は、会員の受講料を適用します。会員登録申請予定者で、この適用を希望される方は、必ず申込時に、申込先の調査士会にその旨をお申出ください（お申出がない場合、この適用がされない場合があります。）。

- ◆ 受講料の返金はいたしません。また、納入された受講料は、連合会が認めた者以外、特別の事情がない限り返金いたしません。
- ◆ 研修に伴う旅費交通費、宿泊費、研修中の食事費用、必読・参考図書の購入費用、受講料の振込手数料は全て自己負担となります。
- ◆ 認定に当たっては、認定手数料及び登録免許税が別途必要となります。
- ◆ 認定について、土地家屋調査士名簿への登録には別途手数料が必要となる場合があります。

7 申込要領

(1) 申込書類

受講申込みをする者は、次の書類を提出してください。

	提出書類
必ず提出する書類	ア 第15回土地家屋調査士特別研修申込書
有資格者の場合	上記に加え、次の書類を併せて提出してください。 イ 調査士となる資格を有する書面（合格証書又は認定証書）のコピー ウ 住民票の写し（コピー不可） 交付日から3か月以内 受講者本人のみの情報 本籍地の記載不要 特定個人情報に係る個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

※ 提出書類は返却いたしません。

(2) 申込先

所属する調査士会

※1 有資格者の方は、住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会へのお申込みとなります。ただし、受講の前日までに会員登録が完了する予定の場合は、入会を希望する調査士会にご相談の上、お申込みください。

※2 受講者数によっては、申込書を提出したブロック内で受講できない場合があります。その場合は、他のブロックと調整の上、会場を指定します。

(3) 申込書類の受付方法及び受付期間

申込先の調査士会にお問合せください。

(4) 受講料の振込み

申込先の調査士会が指定する口座に振込みをお願いします。

※ 振込手数料は受講者の負担となります。

(5) 受講当日までの流れ

① 会場の通知（受講者募集の終了後）

受講会場は、申込先の調査士会から通知されます。

② 教材及び受講票の送付（特別研修開始1か月前から2週間前頃）

時間割、持参品リスト等の案内と、使用する教材、受講票を送付します。

【受講番号は申込先の調査士会から別途通知されます。】

③ 受講開始（令和2年7月10日（金）から）

②で示した持参品を全てお持ちの上、所定の受講会場へお越しください。

(3) 申込者の都合による受講取消に係る受講料の返金

納入された受講料は、受講前（令和2年7月9日（木）より前）の災害被災等、やむを得ない場合を除き、原則として返金しません。

8 宿泊及び往復の交通手段について

研修に伴う宿泊及び往復の交通手段は、受講者自身で手配してください。

9 補講制度

第15回特別研修の基礎研修において、正当な事由により研修規定時間に満たなかった場合に、その講義をDVDで視聴し、研修規定時間を補う制度です。

- (1) 対象者 : 第15回特別研修の基礎研修において研修規定時間に満たなかった者
(ただし、正当な事由がある場合に限る。)
- (2) 補講科目 : 第15回特別研修の基礎研修 (ただし、最大7時間以内)
- (3) 補講方法 : 連合会が指定する者1人以上が同席の上、科目単位でDVDを視聴する。
- (4) 補講費用 : 1回につき2万円
- (5) 補講場所 : 連合会が指定する場所

※ 上記条件についての詳細は、「第15回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の補講について」を確認してください。

10 受講終了

- (1) 次の要件を全て満たした者には、連合会から第15回特別研修の修了証明書・考查成績証明書が送付されます。

- ① 所定の課程を全て受講した者
- ② 課題を全て提出した者
- ③ 考查を受検した者

なお、前記「4 受講区分」(2)Aに該当する再考查受検者に対しては、第15回特別研修の考查成績証明書のみ送付しますが、「4 受講区分」(2)Bに該当する再考查受検者に対しては、第15回特別研修の修了証明書・考查成績証明書を送付します。

- (2) 各科目において遅刻や途中退出があった場合は、原則として当該科目の受講を完了したとみなしません (ただし、基礎研修については、一定条件を満たす場合は補講を受けて補うことができます。前記「9 補講制度」参照)。

11 受講中止

- (1) 受講者の受講態度が著しく不良であるときは、連合会及び当該受講者が所属する調査士会（有資格者の場合は住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会）が受講の中止を命じることがあります。

- (2) (1)の規定により受講中止が命じられる場合には、あらかじめ当該受講者に対し弁明の機会が与えられます。
- (3) 受講中止を命じられた受講者は、その時から、今回の特別研修の全ての研修を受講することができません。
- (4) 理由のいかんを問わず、受講中止を命じられた受講者に対しては、既に徴収した受講料は返還されません。

12 法務大臣の認定

連合会から第15回特別研修の修了証明書・考査成績証明書又は考査成績証明書の交付を受けた受講者は、法務大臣へ民間紛争解決手続代理能力認定の申請を行うことができます。

今回受講していない者でも、第10回から第14回の特別研修の修了証明書・考査成績証明書の交付を受けている者は、受講した際に交付を受けた修了証明書・考査成績証明書を用いて法務大臣へ認定の申請をすることができます。

なお、法務大臣への認定申請には、①認定手数料（4,300円）及び②登録免許税（5,000円）が別途必要となります（金額は令和元年10月1日現在）。

13 土地家屋調査士名簿への登録

法務大臣の認定を受けた旨を土地家屋調査士名簿へ登録するに当たり、登録手数料として2,000円（土地家屋調査士登録事務取扱規程付録第5号様式による申請の場合。金額は令和元年10月1日現在）が必要となります。

なお、具体的な手続に関しては、申請する調査士会へお問合せください。

以上